

水道施設区分表

水源	判断基準		該当する水道施設
自己水源 (井戸水) 又は 上水混合	給水人口居住100人以下でなおかつ1日最大給水量 20立方メートル以下で給水人口50人以上		小規模専用水道
	給水人口居住100人を超える又は 1日最大給水量20立方メートルを超える		専用水道
上水のみ受水	受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下で 給水人口50人以上		小規模簡易専用水道
	受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超える		簡易専用水道
	給水人口居住100人を超える又は 1日最大給水量20立方メートルを 超える	地中又は地表の受水槽の有効容量が 100立方メートル以下（又は100立方 メートルを超えるもので六面点検で できるもの）でなおかつ口径25ミリ メートル以上の導管全長1,500メー トル以下	
		地中又は地表の受水槽の有効容量が 100立方メートルを超える（六面点検 できるものを除く）又は口径25ミリ メートル以上の導管全長1,500メー トルを超える	専用水道

※上水とは、水道局など県や市から給水されている水を言います。

※1戸建てなどで個人だけで使っている場合は、届出等が必要な水道施設には該当しません。